

指導検査基準 認知症対応型共同生活介護		
基本的考え方及び確認する観点	根拠法令	確認書類等
I 基本方針		
<p>基本方針</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようなものとなっているか。</p>	区条例第109条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概況説明 ・ 定款、寄附行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット
II 人員に関する基準		
<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者が、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1)介護従業者</p> <p>①夜間及び深夜の時間帯以外に、事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、標準数（利用者が3またはその端数を増すごとに1以上）を満たすよう配置しているか。</p> <p>②事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は標準数（1以上）を満たすよう配置しているか。ただし、共同生活住居（ユニット）の数が3である場合において、全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び健やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、介護従業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p> <p>③事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっている</p>	区条例第110条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する名簿 ・ 職員勤務表、雇用契約書等 ・ 職員勤務表、雇用契約書等 ・ 職員履歴書 ・ 出勤簿等 ・ 利用者の数がわかる書類（業務日誌等）

<p>か。</p> <p>(2) 計画作成担当者</p> <p>① 事業所ごとに計画作成担当者を配置しているか。</p> <p>② 計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか。</p> <p>※必要な研修とは、平成17年以降に実施された「実践者研修」または平成12～16年度に実施された「基礎課程」を指す。</p> <p>③ 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。</p> <p>④ 区条例第7項の規定(③)にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、区条例第6項(②)に定める研修を修了している者を置くことができる。</p> <p>(3) 管理者</p> <p>① ユニットごとに常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>② ①の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p> <p>③ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。また、必要な研修を修了しているか。</p> <p>※必要な研修とは、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指す。</p> <p>(4) 代表者</p>	<p>区条例第110条</p> <p>区条例 111 条</p>	<p>・利用者に関する名簿</p>
---	----------------------------------	-------------------

<p>①代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者か。</p> <p>②必要な研修を修了しているか。</p> <p>※必要な研修とは、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指す。ただし、以下の研修を受講したものが代表者となる場合には、既に必要な研修を受講したものとみなされるので、改めて「認知症対応型サービス事業開設者研修」の受講をする必要はない。</p> <p>イ 平成 17 年度以降に実施されている「実践者研修」又は「実践者リーダー研修」、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」</p> <p>ロ 平成 12 年度以降に実施されている「認知症介護指導者研修」</p> <p>ハ 平成 16 年度以降に実施された「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」</p> <p>ニ 平成 12～16 年度に実施された「基礎課程」又は「専門課程」</p>	<p>区条例 112 条</p>	
<p>Ⅲ 設備に関する基準</p>		
<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 共同生活住居の数は 1 以上 3 以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2)となっているか。</p> <p>※用地の確保が困難であることその他地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は 3 とすることができる。</p> <p>(2) 共同生活住居の入居定員は 5 人以上 9 人以下となっているか。</p> <p>(3) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできているか。</p> <p>(4) 居室は次の通りとなっているか。</p> <p>①一の居室の定員は 1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 名とすることもできる。</p> <p>②床面積は 7.43㎡以上とする。</p> <p>(5) 共同生活住居には、居室、居間、食堂、台所、浴室その他日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p>	<p>区条例 113 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 変更届の控、指定申請書 ・ 運営規程

ただし、居間及び食堂は同一の場所とすることができる。		
IV 運営に関する基準		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではいないか。</p> <p>3 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>4 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 9 条)</p> <p>区条例第 128 条 (準用第 10 条)</p> <p>区条例第 128 条 (準用第 12 条)</p> <p>区条例第 128 条 (準用第 13 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書 ・ 利用契約書 ・ 利用申込受付簿等 ・ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 ・ 利用者に関する記録

<p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>		
<p>5 入退居</p>		
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。</p>	<p>区条例第 114 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントシート ・ モニタリングシート
<p>(2) 主治の医師の診断書等により、認知症の状態であることの確認をしているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活
<p>(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p>		<p>介護計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書
<p>(4) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p>		
<p>(5) 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行っているか。</p>		
<p>(6) 退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及びサービス提供者との密接な連携に努めているか。</p>		
<p>6 サービスの提供の記録</p>		
<p>(1) 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載しているか。</p>	<p>区条例第 115 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録
<p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しているか。</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 ・ モニタリングシート
<p>7 利用料等の受領</p>		
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サ</p>	<p>区条例第 116 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書控 ・ 領収証控

<p>サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 下記のサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>①食材料費</p> <p>②理美容代</p> <p>③おむつ代</p> <p>④①から③のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>8 保険給付の請求の申請のための証明書の交付</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 22 条第 1 項)</p> <p>区条例第 117 条</p>	<p>・ サービス提供証明書控</p> <p>・ 認知症対応型共同生活介護計画</p>
--	---	---

<p>(2)利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。</p> <p>(3)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。</p> <p>(4)介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>(6)やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(7)身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8)自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。</p> <p>①外部の者による評価</p> <p>②運営推進会議における評価</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 評価を実施した記録 ・ 使用しているパンフレット
<p>10 認知症対応型共同生活介護計画の作成</p> <p>(1)計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2)認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。</p>	<p>区条例第 118 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護計画 ・ アセスメントシート

<p>(3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。また、変更を行う場合、認知症対応型共同生活介護計画を作成したのと同様の一連の手続きを行っているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ モニタリングシート
<p>11 介護等</p> <p>(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。</p> <p>(2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>(3) 利用者の食事その他の家事等は、利用者介護従業者が共同で行うよう努めているか。</p>	<p>区条例第 119 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス記録 ・ 業務日誌
<p>12 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合には、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。</p> <p>(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>区条例第 120 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 認知症対応型共同生活介護計画 ・ 契約書

<p>13 利用者に関する大田区への通知</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を大田区に通知しているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 28 条)</p>	<p>・大田区に送付した通知に係る記録</p>
<p>14 緊急時等の対応</p> <p>利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 99 条)</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録</p>
<p>15 管理者の責務</p> <p>(1)管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2)管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 59 条の 11)</p>	
<p>16 管理者による管理</p> <p>共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>区条例第 121 条</p>	

<p>17 運営規程</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③利用定員</p> <p>④認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥非常災害対策</p> <p>⑦虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧その他運営に関する重要事項</p>	<p>区条例第 122 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書
<p>18 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるように、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>区条例第 123 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる 文書 ・ 研修計画、実施記録

<p>19 定員の遵守</p>		
<p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>区条例第 124 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 ・ 国保連への請求書控え
<p>20 協力医療機関等</p>		
<p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p>	<p>区条例第 125 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力医療機関の協定書等
<p>21 非常災害対策</p>		
<p>非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制等の整備を行っているか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 102 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害時対応マニュアル (対応 計画) ・ 運営規定 ・ 避難訓練の記録 ・ 通報、連絡体制 ・ 消防用設備点検の記録
<p>22 衛生管理等</p>		
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努め、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 59 条の 16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録

<p>イ 当該指定認知症共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 当該指定認知症共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 当該指定認知症共同生活介護事業所において、認知症共同生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		
<p>23 掲示</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 34 条)</p>	<p>・ 掲示板場所確認</p>
<p>24 秘密保持等</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 35 条)</p>	<p>・ 個人情報使用に係る同意書</p> <p>・ 雇用契約書</p> <p>・ 就業規則</p>

<p>25 広告</p>		
<p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 36 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット ・チラシ
<p>26 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p>		
<p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該共同生活住居を紹介すること、または当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>区条例第 126 条</p>	
<p>27 業務継続計画の作成等</p>		
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 32 条の 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修計画、研修実施記録
<p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に関する記録
<p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>		
<p>28 虐待の防止</p>		
<p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 40 条の 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する委員会、指針、研修及び訓練
<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置</p>		<ul style="list-style-type: none"> に関する記録

<p>等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(4) (1)から(3)掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>29 苦情処理</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行うこと。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により大田区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該大田区の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して大田区が行う調査に協力し、大田区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、大田区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を大田区に報告しているか。</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団</p>	<p>区条例第128条 (準用第38条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル
--	------------------------------	--

<p>体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定に事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>30 調査の協力等</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために大田区が行う調査に協力しているか。また大田区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>31 地域との連携</p> <p>(1) 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。また、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、公表しているか。</p> <p>(2) その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。</p> <p>(3) その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、大田区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の大田区が実施する事業に協力するように努めているか。</p> <p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに大田区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 104 条)</p> <p>区条例第 128 条 (準用第 59 条の 17)</p> <p>区条例第 128 条 (準用第 40 条)</p>	<p>・ 運営推進会議の記録</p> <p>・ 事故対応マニュアル</p> <p>・ 大田区、家族、介護支</p>
---	---	---

<p>うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>33 会計の区分</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>34 記録の整備</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対するサービス提供に関する以下の記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>② 具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 利用者に関する大田区への通知に係る記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑦ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>区条例第 128 条 (準用第 41 条)</p> <p>区条例第 127 条</p>	<p>援専門員等 への報告記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止策の検討の記録 ・ ヒヤリハットの記録 ・ 会計関係書類 ・ 従業者に関する記録 ・ 認知症対応型生活介護計画 ・ 設備台帳、備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ サービス提供記録 ・ 入居者に関する記録 ・ 身体的拘束に関する記録 ・ 大田区への通知に係る記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 事故に関する記録
--	--	--

V 変更の届出等

変更の届出等

- (1)事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を大田区長に届け出ているか。
- (2)事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を大田区長に届け出ているか。

法第78条の5

- ・ 指定更新・変更届の控
- ・ 運営規程
- ・ 従業者に関する名簿

VI 介護給付費の算定及び取扱い

1 基本的事項

- (1)指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。
- (2)指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、平成27 年厚生労働省告示第93 号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。
- (3)1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。

告示5のイからロ

- ・ 加算体制届出等

2 認知症対応型共同生活介護費・短期利用認知症対応型共同生活介護費の取扱い

- (1)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。
- (2)利用者の数が平成12年厚労省告示第27号の8（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合（利用者定数超過の場合）は、同告示により算定しているか。
- (3)平成12年厚労省告示第27号の8（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準

告示5のイからロの注1

<p>並びに通所介護費等の算定方法)の人員基準欠如に該当する場合は、同告示及び留意事項第2の1(8)により算定しているか。</p> <p>3 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>省令第97条第6項及び第7項に規定する以下の措置を講じていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算を行っているか。</p> <p>①省令第97条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録を行うこと。</p> <p>②身体的拘束を適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。</p> <p>③身体的拘束を適正化のための指針を整備すること。</p> <p>④身体的拘束を適正化のための定期的な研修を実施すること。</p> <p>4 夜間支援体制減算</p> <p>認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)について、共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定しているか。</p> <p>5 夜間支援体制加算</p> <p>イ 夜間支援体制加算(Ⅰ)50単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)または、短期認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定していること。</p> <p>(3)夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が2以上であること。</p>	<p>告示5のイの注2</p> <p>告示5のイからロの注3</p> <p>告示5のイからロの注4</p>	
---	---	--

<p>ロ 夜間支援体制加算（Ⅱ）25 単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）または、短期認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）を算定していること。</p> <p>(3) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に 1 を加えた数以上であること。</p> <p>6 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位</p> <p>医師が、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症を言う。以下同じ）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断したのに対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 若年性認知症入居者受入加算 120 単位</p> <p>(1) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の 18 に適合しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症入居者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(2) 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別に担当者を定めているか。</p> <p>8 入居者が入院したときの費用の算定 246 単位</p> <p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の 58 の 4 に適合しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院または診療所への入院を要した場合は、</p>	<p>告示 5 のロの注 5</p> <p>告示 5 のイからロの注 6</p> <p>告示 5 のイからロの注 7</p>	
--	--	--

1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。ただし、入院の初日及び最終日は算定できない。

9 看取り介護加算 ① 72単位 ② 144単位 ③ 680単位 ④ 1,280単位

認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合するものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者(※2)に看取り介護を行った場合に、死亡日以前31日以上45日以下(①)、死亡日以前4日以上30日以下(②)、死亡日の前日及び前々日(③)、死亡日について(④)、1日につきそれぞれの単位を加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間または医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

※1 厚生労働大臣が定める施設基準とは以下の全てを満たすもの

- イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ロ 医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院もしくは診療所もしくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員その他職種のものによる協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

※2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者とは以下の全てを満たすもの

- イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ロ 医師等が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
- ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている

告示5のイの注8

<p>者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</p> <p>10 初期加算</p> <p>認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、入居した日から起算して30日以内の期間について、1日について30単位を加算しているか。</p> <p>11 医療連携体制加算</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準とは以下の全てを満たすもの</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅰ）39 単位</p> <p>(1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>(2)看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3)重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）49 単位</p> <p>(1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>(2)当該指定認知症対応型協働生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所、若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。ただし、(1)により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師によ</p>	<p>告示5のハ</p> <p>告示5のニ</p>	
---	---------------------------	--

<p>り、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3)算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。</p> <p>①喀痰吸引を実施している状態</p> <p>②経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態</p> <p>(4)重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）59単位</p> <p>(1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>(2)当該指定認知症対応型協働生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所、若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3)以下のいずれも満たすこと</p> <p>①算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。</p> <p>一 喀痰吸引を実施している状態</p> <p>二 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態</p> <p>②重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>12 退居時相談援助加算 400単位</p> <p>利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する大田区及び老人介護支援センター（老</p>	<p>告示5のホ</p>	
--	--------------	--

人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう)又は地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう)に対して、当該入居者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定しているか。

13 認知症専門ケア加算

認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、厚生労働大臣が定める基準(※1)に適合するものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者(※2)に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。

告示5のへ

※1 厚生労働大臣が定める施設基準とは以下の全てを満たすもの

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位

- (1)事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上で有る場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3)当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

- (1)イの基準にいずれも適合すること。
- (2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3)当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研

修を実施又は実施を予定していること。

※2 厚生労働大臣が定める者とは、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

14 生活機能向上連携加算 (1) 100 単位 (2) 200 単位

(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)について、計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、それに基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と入居者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数をしているか。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合には算定しない。

15 栄養管理体制加算 30単位

認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算

告示5のト

告示5のチ

<p>しているか。</p> <p>16 口腔衛生管理体制加算 30単位</p> <p>認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所にて、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準とは以下の全てをみたすこと</p> <p>イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如が該当しないこと。</p> <p>17 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位</p> <p>認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準とは以下の全てをみたすこと。定員超過利用・人員基準欠如が該当しないこと。</p> <p>18 科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>認知症対応型共同生活介護費を算定した場合において、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を</p>	<p>告示5のリ</p> <p>告示5のヌ</p> <p>告示5のル</p>	
--	--	--

<p>行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2)必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>19 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準とは以下のいずれにも適合すること</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位</p> <p>(1)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(2)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位</p> <p>(1)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>告示5のヲ</p>	
--	--------------	--

<p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>20 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準とは以下のいずれにも適合すること</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、大田区長に届け出ていること。</p>	<p>告示5のワ</p>	
---	--------------	--

(3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について大田区長に届け出ること。

(4)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を大田区長に報告すること。

(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

④③について、全ての介護職員に周知していること。

⑤介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

⑥⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8)平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に

<p>関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</p> <p>(1)イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>①次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>②次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(3)平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>21 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして大田区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準とは以下のいずれにも適合すること</p>	<p>告示5のカ</p>	
--	--------------	--

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

①経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

②指定認知症対応型共同生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

③介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

④介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

(2)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、大田区長に届け出ていること。

(3)介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について大田区長に届け出ること。

(4)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を大田区長に報告すること。

(5)認知症対応型共同生活介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出

<p>ていること。</p> <p>(6) 認知症対応型共同生活介護看護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届け出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>イ (1)から(4)まで及び(6) から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
---	--	--